法第13条及び省令第4条に基づく書面

令和 年 月 日

 建設工事に係る資材の再資源化等 する省令第4条に基づき、建設は次のとおりです。 分別解体等の方法(建築物に係る工程 ①建築設備・内装材等 	工事請負契約書に記載すべき の解体工事の場合) 作業内容 築設備・内装材等の取り外し	
関する省令第4条に基づき、建設 は次のとおりです。 分別解体等の方法(建築物に係る 工程 ①建築設備・内装材等 建築	(郵便番号 -) (郵便番号 -) (郵便番号 -) (郵便番号 -) (事に関する法律第13条及の工事請負契約書に記載すべき) (事情を正事の場合) (事業内容) (作業内容) (集設備・内装材等の取り外し	が特定建設資材に係る分別解係 き解体工事に要する費用等につ 分別解体等の方法
関する省令第4条に基づき、建設 は次のとおりです。 分別解体等の方法(建築物に係る 工程 ①建築設備・内装材等 建築	学に関する法律第13条及で 工事請負契約書に記載すべき が解体工事の場合) 作業内容 築設備・内装材等の取り外し	が特定建設資材に係る分別解係 き解体工事に要する費用等につ 分別解体等の方法
関する省令第4条に基づき、建設 は次のとおりです。 分別解体等の方法(建築物に係る 工程 ①建築設備・内装材等 建築	工事請負契約書に記載すべき の解体工事の場合) 作業内容 築設備・内装材等の取り外し	き解体工事に要する費用等につ 分別解体等の方法
関する省令第4条に基づき、建設 は次のとおりです。 分別解体等の方法(建築物に係る 工程 ①建築設備・内装材等 建築	工事請負契約書に記載すべき の解体工事の場合) 作業内容 築設備・内装材等の取り外し	き解体工事に要する費用等につ 分別解体等の方法
は次のとおりです。	が解体工事の場合) 作業内容 築設備・内装材等の取り外し	分別解体等の方法
分別解体等の方法(建築物に係る 工程 ①建築設備・内装材等 建築	作業内容 築設備・内装材等の取り外し	
工程 ①建築設備・内装材等 建領	作業内容 築設備・内装材等の取り外し	
工程 ①建築設備・内装材等 建領	作業内容 築設備・内装材等の取り外し	
①建築設備·內装材等 建氢	築設備・内装材等の取り外し	
	有 □無	□手作業・機械作業の併用
	11 — 7///	併用の場合の理由(
②屋根ふき材 屋材	 根ふき材の取り外し	□手作業
		□手作業・機械作業の併用
	11 — — ////	併用の場合の理由(
③外装材・上部構造部分 外数	 装材・上部構造部分の取り壊し	
		□ 「「「未」 □ 手作業・機械作業の併用
	□ □ ///	
④基礎・基礎杭 基础	礎・基礎杭の取り壊し	□手作業
	有 □無	□手作業・機械作業の併用
⑤その他() そ(の他の取り壊し	□手作業
	有 □無	□手作業・機械作業の併用
解体工事に要する費用		円
(受注者の見積金額直接工	[事費]	
再資源化等をするための施設の	名称及び所在地	
特定建設資材廃棄物の再資源化	/ 笔に 亜オス豊田	Н
(受注者の見積金額直接工		1 3